

## 情報処理教育センター利用規程

昭和 60 年 4 月 1 日  
施行

(趣旨)

第 1 条 愛知学院大学情報処理教育センター（以下「センター」という。）の利用については本規程の定めるところによる。

(利用の範囲)

第 2 条 センターの利用は、次の各号に定める場合に限るものとする。

- (1) 情報処理関連科目の講義及び実習
- (2) 情報処理教育に関する研究開発
- (3) その他所長が適当と認めた場合

(利用の申請等)

第 3 条 前条第 1 項第 3 号に該当する者がセンターの利用を希望する場合は、別に定める申請手続きに従って所長の承認を得なければならない。

2 前項の申請に係る事項を変更するときは、その旨を所長に届け出て承認を得なければならない。

(利用の制限)

第 4 条 所長は、センターの利用に関し、使用の対象及び量について制限をすることができる。

(利用の承認の取消等)

第 5 条 センターを利用する者が、本規程に違反した場合その他センターの運営に支障を生じさせた場合には、所長は利用の承認を取り消し又は一定期間利用を停止することができる。

(削除)

(施行細則)

第 6 条 本規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会の承認を得て施行される。

(改正)

第 7 条 本規程の改正は、運営委員会の決議によるものとする。

附 則

本規程は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、平成 3 年 4 月 1 日より改正施行する。

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より改正施行する。